

# 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約重要事項説明書

令和6年10月1日現在

## 1 担当する職員（神戸市指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務従事者）

氏名

連絡先 078-787-3303

（午前9時00分～午後5時15分 休祝日、年末年始は休み）

## 2 事業所の概要

地域包括支援センター名	指定介護予防支援事業所 舞子台あんしんすこやかセンター
所在地	神戸市垂水区舞子台7丁目3-7
連絡先	TEL 078-787-3303 FAX 078-787-3308
緊急時の連絡先	TEL 078-787-3303
営業日	平日（月～金）、土曜日（休祝日、年末年始は休み）
営業時間	午前9時00分～午後5時15分まで
サービス提供実施地域	舞子台あんしんすこやかセンターエリア内

## 3 当事業所の法人概要

事業者名	医療法人 浩生会
所在地	神戸市垂水区舞子台7丁目2-1
連絡先（代表）	TEL 078-785-5577 FAX 078-785-3131
法人種別	医療法人
代表者	塩谷 文紀
法人の行う他の業務	訪問介護、通所リハビリ、通所介護、訪問看護、老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型通所介護、居宅介護支援事業所

## 4 当事業所の従業員

職種	人員数
保健師または看護師	2人
主任介護支援専門員	0人
社会福祉士	3人
地域支え合い推進員	1人
その他	1人

## 5 事業の目的・運営方針

事業の目的	医療法人浩生会が開設する指定介護予防支援事業所が行う介護予防支援等の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の神戸市指定介護予防支援業務従事者が要支援者等の心身の状況に応じて適切な介護予防支援事業等を提供することを目的とする。
運営方針	在宅で援助を必要とする市民が、身近な地域で気軽に適正なサービスを利用しながら、地域の中で安心して暮らせるよう支援するため、相談から訪問・利用調整業務など、きめの細かいサービスを実施する。自らその提供する介護予防支援事業等の質の評価を行い、その他の措置を講ずることにより、常に介護予防支援等を受けるものの立場に立ってこれを提供する。

## 6 提供する介護予防サービスの内容

契約書本文第4条～第7条に定めるお客様に提供するサービスの内容は次のとおりです。

ただし、給付管理以外の業務については事業者からの委託により、

(受託居宅介護支援事業者)が行います。

内 容	提 供 方 法	保険適用
介護予防サービス・支援計画の作成 (契約書本文第4～7条)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者のお宅を訪問し、利用者やご家族に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。</li> <li>2 自宅周辺地域における介護予防サービス事業者やインフォーマルサービス事業者が実施しているサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者やご家族に提供し、利用者サービスを選択を求めます。</li> <li>3 提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービスを提供するうえでの留意点などを盛り込んだ介護予防サービス・支援計画の原案を作成します。</li> <li>4 介護予防サービス・支援計画の原案に位置付けた指定サービス等について、保険給付の対象となるサービスと対象とならないサービス(自己負担)を区分して、それぞれ種類、内容、利用料等を利用者やその家族に説明し、その意見を伺います。</li> <li>5 介護予防サービス・支援計画の原案は、利用者やその家族と協議したうえで、必要があれば変更を行い利用者から文書による同意を得ます。</li> </ol>	○
介護予防サービス事業者、介護予防・生活支援サービス事業者等との連絡調整・便宜の提供 (契約書本文第4条)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護予防サービス・支援計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう介護予防サービス事業者、介護予防・生活支援サービス事業者等との連絡調整を行います。</li> </ol>	○

<p>サービス実施状況の把握・介護予防サービス・支援計画等の評価（契約書本文第4条）</p>	<p>1 利用者及びその家族と毎月連絡をとり、サービスの実施状況の把握に努めます。</p> <p>2 利用者の状態について定期的に評価を行い、利用者の申し出により又は状態の変化等に応じて介護予防サービス・支援計画の変更等を行います。</p>	<p>○</p>
<p>給付管理（契約書本文第4条）</p>	<p>介護予防サービス・支援計画の作成後、その内容に基づいてサービス利用票・提供票による給付管理を行うとともに、毎月の給付管理票を作成し、兵庫県国民健康保険団体連合会に提出します。</p>	<p>○</p>
<p>相談・説明（契約書本文第4条）</p>	<p>介護予防や介護保険制度に関することは、幅広くご相談に応じます。</p>	<p>○</p>
<p>医療との連携・主治医への連絡（契約書本文第4～5条・別紙）</p>	<p>介護予防サービス・支援計画の作成時（又は変更時）やサービスの利用にあたり必要な場合は、利用者の同意を得たうえで、関連する医療機関や利用者の主治医との連携を図ります。</p>	<p>○</p>
<p>財産管理・権利擁護等への対応（契約書本文第4条・別紙）</p>	<p>利用者がサービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて関係機関への連絡を行います。</p>	<p>○</p>
<p>介護予防サービス・支援計画の変更（契約書本文第5条）</p>	<p>利用者が介護予防サービス・支援計画の変更を希望した場合、又は事業者が介護予防サービスの変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、サービスの変更を行います。</p>	<p>○</p>
<p>要支援認定等にかかる申請の援助（契約書本文第6条）</p>	<p>利用者の意思を踏まえ、要支援認定等の申請に必要な協力を行います。</p> <p>利用者の要支援認定有効期間満了の30日前には、要支援認定等の更新申請に必要な協力を行います。</p>	<p>○</p>
<p>サービス提供記録の閲覧・交付（契約書本文第7条）</p>	<p>利用者は、サービス提供の実施記録を閲覧し、複写物の交付を受けることができます。</p> <p>（但し、次項に記載するコピー代等の実費を請求する場合があります。）</p> <p>利用者は、契約終了の際には事業者に請求して直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書面の交付を受けることができます。</p>	<p>○</p>

担当職員（神戸市指定介護予防支援業務従事者）の変更	担当職員（神戸市指定介護予防支援業務従事者）の変更を希望する場合は、相談窓口の担当者までご連絡下さい。	
---------------------------	---	--

利用者の状況の把握	担当職員が、利用者の居宅を訪問する等、神戸市に定められた頻度で状況の把握等を行います。	
-----------	---	--

## 7 サービスの利用料及び利用者負担

（料金）

介護予防支援（介護予防サービス・支援計画の作成・変更、事業者との連絡調整、相談説明等）については、原則として利用者の負担はございません。

※介護保険適用の場合でも、介護予防支援費については、利用者に保険料の滞納等がある場合には、一旦1ヶ月あたりについて、下記の料金を頂き、事業者からサービス提供証明書を発行いたします。（サービス提供証明書を垂水区役所の窓口に提出しますと、後日払戻しとなる場合があります。また、滞納期間によっては全額が利用者のご負担となる場合もあります。）

介護予防支援費 ※	4, 7 9 1円（1か月）
初回加算 ※※	3, 2 5 2円（1か月）
委託連携加算	3, 2 5 2円（1か月）

### ※ 初回加算

新規及び過去2ヶ月以上介護予防支援業務等を提供していない場合に介護予防サービス・支援計画を作成した場合、介護予防支援費に加算されます

（その他の費用）

内 容	金 額	説 明	支払方法
交 通 費（実費）	実費相当分	サービス提供実施地域以外の地域に訪問出張する場合には、実費相当の交通費が必要となります	利用のあった月ごとに集計し翌月中旬までに請求させていただきます。

本契約の解約料	無 料	契約書本文第9条第1項但書の解約の申出により直ちにこの契約を解約する場合には、原則として解約料が必要となります。	お支払いについては、その月の末日までをお願いします。
申請代行料	無 料	要介護認定等の申請代行にかかる費用については無料です。	
サービス提供実施記録コピー等代金	コピー料金 (1枚あたり) 実費相当分	サービス提供の実施記録を利用者に交付する場合にコピー料金等の実費負担が必要となります。	

## 8 契約の終了と自動更新について

契約の有効期間については、契約日から利用者の要支援認定の有効期間が満了する日あるいは、介護予防ケアマネジメントにかかる事業対象者としての有効期間の満了する日までとします。ただし、利用者から契約を終了する旨の申し出がない場合には、この契約は次の要支援認定あるいは、事業対象者の有効期間まで、自動更新することとします。

## 9 契約期間途中での解約の場合

この契約は、契約期間中であっても、利用者の方から解約を希望する1ヶ月前までにお申し出いただければ解約することができます。この場合、解約料のお支払いは必要ありません。

ただし、ただちに解約を希望される場合には、解約料をいただく場合があります。

※ 利用者において緊急入院等の正当な理由がある場合には、解約料は必要ありません。

## 10 個人情報の保護

事業者は、利用者にサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。

また、利用者やそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、善良な管理者の注意をもって管理を行い、処分の際にも漏洩の防止に努めます。

ただし、事業者がサービスを提供する際に利用者やご家族に関して、知り得た情報については、サービス担当者会議などでサービスの利用調整を行う際に必要となります。

このため、その利用には利用者の同意が必要となりますので、別紙の同意書に記名・押印いただくこととなります。

## 1.1 サービス提供中における事故発生時の対応

### (1) 緊急時における確認事項

①	事故の状況
②	事故の原因
③	事故の程度

### (2) 市町村、家族等への連絡方法

緊急連絡先への電話連絡 必要時、市への報告
--------------------------

### (3) 事業者の再発防止策等

①	記録に残す 原因究明
②	研修の実施

## 1.2 損害賠償について

事業者が利用者に対して賠償すべきことが起こった場合は、契約書本文第11条に基づき、当社は金銭等により賠償をいたします。

事業者は以下の内容で損害賠償保険に加入しています。

○加入保険名

東京海上火災（株）

## 1.3 サービスの苦情相談窓口

事業者は、提供したサービスに苦情がある場合、又は作成した介護予防サービス・支援計画に基づいて提供された介護予防サービスに関する苦情の申し立てや相談があった場合は、速やかに対応を行います。

サービスの提供に関して苦情や相談がある場合には、下記までご連絡下さい

○ 事業者の苦情相談窓口 舞子台あんしんすこやかセンター

窓口名	舞子台 あんしんすこ やかセンター	連絡先	078-787-3303
担当者	福井 順久	FAX	078-787-3308
		(受付時間	平日 午前9時~午後5時15分 )
		緊急連絡先	078-787-3303

○ 介護保険の苦情や相談に関しては他に、下記の相談窓口があります。

(介護サービスの苦情について) 兵庫県国民健康保険団体連合会	連絡先 078-332-5617 受付時間 (平日) 8時45分～17時15分
(介護事業者との契約トラブルについて) 神戸市生活情報センター	連絡先 078-371-1221 受付時間 (平日) 9時00分～17時00分

#### 1.4 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発を防止するため、次のとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

事業者は、サービス提供中に、当該事業者又は養護者（利用者の家族など高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

#### 1.5 感染症の予防及びまん延防止

事業者は感染症の発生と、まん延を防止するために必要な措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヵ月に一回以上開催し、その結果について事業者内で周知徹底します。
- (2) 感染症及びまん延の防止のための指針の整備を行いません。
- (3) 感染症及びまん延の防止の為に研修会及び訓練を定期的実施します。

#### 1.6 業務継続計画

感染症や非常災害の発生でもご利用者への住居介護を継続的に実施するためと、非常時の体制での早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 事業者内で業務継続計画を周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施します。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しと変更を行いません。

#### 1.7 要介護認定前に介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供が行われる場合の特例事項の説明 付属別紙のとおり

18 委託先の指定居宅介護支援事業者

事業所名	
担当介護支援専門員	
所在地	
連絡先	TEL
	FAX
緊急時の連絡先	TEL
管理者	
営業日	
営業時間	
サービス提供実施地域	

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基  
づいて重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

地域包括支援センター 所在地 神戸市垂水区舞子台7丁目3-7

名 称 舞子台あんしんすこやかセンター 印

説明者 事業所（所属）舞子台あんしんすこやかセンター

氏 名

私は、本書面（及び付属別紙）により事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名 印

上記代理人（代理人を選定した場合） 住 所

氏 名 印

(付属別紙)

## 要介護・要支援認定前に介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護・要支援認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な介護予防サービス・支援計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

### 1 提供する介護サービスについて

- ・利用者が要介護・要支援認定までに、介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結の日から1ヶ月日以内に介護予防サービス・支援計画を作成し、利用者にとって必要な介護サービス提供のための支援を行います。
- ・介護予防サービス・支援計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な介護予防サービスを位置付けることのないよう配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・作成した介護予防サービス・支援計画については、要介護・要支援認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

### 2 要介護・要支援認定後の契約の継続について

- ・要支援度が認定されれば、利用者に対してこの契約は、要支援認定の有効期間が満了する日まで継続されます。このとき、利用者から当社に対してこの契約を解約する旨の申入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・また、利用者から解約の申入れがない場合には、契約は継続しますが、契約書別紙2に定める内容については終了することとなります。

### 3 要介護認定申請の結果、自立（非該当）となった場合の利用料について

- ・要介護認定申請の結果、自立（非該当）となった場合には、契約締結日以降の介護予防支援費の利用料をいただきます。ただし、基本チェックリストにより事業対象者となり、訪問型サービス及び通所型サービスを利用している場合は、この限りではありません。

### 4 注意事項

要介護・要支援認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護・要支援認定の結果、自立（非該当）となった場合には、要介護・要支援認定前に提供された介護サービスに関する利用料は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。ただし、基本チェックリストにより事業対象者となり、訪問型サービス及び通所型サービスを利用している場合は、この限りではありません。
- (2) 要介護・要支援認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。